

平成21年度第5回景観審議会議事録（議事要旨）

1 開催日時 平成22年2月22日（月） 午前10時～正午

2 開催場所 浦安市文化会館第1練習室（3階）

3 出席者

（委員）窪田亜矢会長、小川和裕副会長、城戸夫巳枝委員、吉原彰委員、本間勝委員、
佐久間康富委員、浅川潔委員（欠席：矢ヶ崎美奈委員、佐久間清委員）

（事務局）都市整備部：部長醍醐唯史、次長遠藤徳男、課長石井正幸、係長高橋亮一
谷川愛子

4 議題

(1) 景観まちづくり活動への支援について

(2) その他

- ・景観まちづくり基礎講座・景観資源リストづくりの実施状況
- ・弁天一丁目舞浜の杜景観協定の運営細則
- ・事前協議・届出の状況
- ・平成22年度の開催予定 など

5 議事の概要

(1) 景観まちづくり活動への支援について

景観まちづくり活動への支援について説明し、意見交換を行った。

(2) その他

景観まちづくり基礎講座・景観資源リストづくりの実施状況が報告され、意見交換を行った。また、弁天一丁目舞浜の杜景観協定の運営細則、事前協議・届出の状況、平成22年度の開催予定が報告された。

6 会議経過

(1) 景観まちづくり活動への支援について

事務局から、景観まちづくり活動への支援について、方針や取組み状況が説明され、その後、意見交換を行った。主な内容及び意見は、以下のとおり。

- ・まちづくりアドバイザーは、ニーズは増えてきているのに登録数は少ない。建築や都市計画以外でも色彩・法律などの専門の方がいるとよい。また、景観アドバイザーはまちづくりアドバイザーを発展させるものとして、対象の様々なニーズにこたえられるようにしたい。
- ・地区計画の話をする中でも、景観に関わる内容が出てくる。市民にとってはあまり区別がされていない。（現在、市民からは地区計画・建築協定のニーズが一番多い。）
- ・景観に関しては啓発をして、取り組む状況をつくっていくべきである。また、啓発と支援はリンクさせていくことが重要である。
- ・美化活動などを企画する団体へは、運営に対してのアドバイスや助成ができるかといいはないか。
- ・緑化への取組みに対する支援は、限定されているがある程度は行っている（みどり公

園課) それと統合・区別するかなどの検討が必要である。

- ・活動への支援は公有地が対象で、私有地は認められないという場合があり、公共施設が主体の支援となってしまう。
- ・日本では公共の場は役所が整備、維持管理するものだという考えが根付いてしまっている。
- ・学校に花壇をつくるなどの美化の協力を依頼できないか。地域の方との協働が体験できる。(実際に続けていくには強制では難しい、自発的な行動が必要になる)
- ・景観について、子供への教育ができないか。(総合学習プログラムの一環として、地元の人が先生になって教えているところもある。) また、学習ができるような資料の提供や啓発発行ってはどうか。
- ・みどり公園課では一定の要件を満たすものを指定して助成を行っている(団地の樹木など指定した場合は、管理組合へ補助金を出している)。その中から将来的にランドマークになるものも出てくるのではないか。
- ・制度があるだけでは協働にはならない。それを発展させるための枠組みを作っていくことが必要である。
- ・浦安は大きい市ではないので、都市整備部と都市環境部で連携して支援をしていくとよいのではないか。
- ・昨年、新町地域が都市景観大賞優秀賞を受賞したが、歴史地区ではなく浦安のような街が選ばれるのは珍しいこと。新町地域のマンションは資産価値が下がらないといわれている。
- ・資産価値は環境+αも重要な要素。外から中からどう見えるか、価値を下がらせないためという意識を持たせることが、市民活動を盛り上げていくには一番重要である。
- ・浦安が住みたい町としてとりあげられる要素は教育、子育て、利便性などが多く、町並みなどは後の方にあげられる。

(2) その他

事務局から、平成 21 年度の景観まちづくり基礎講座・景観資源リストづくりの実施状況が報告され、意見交換を行った。その後、弁天一丁目舞浜の杜景観協定の運営細則、事前協議・届出の状況、平成 22 年度の開催予定が報告された。主な内容及び意見は、以下のとおり。

(景観まちづくり基礎講座・景観資源リストづくり)

- ・商工会議所からも写真コンテストなどで集まった景観の写真や資料を提供してもらって、合わせてみるとよいのではないか。
- ・市民大学との連携ができるとよい。(カリキュラムは市民のニーズに従って大学で検討するなど)
- ・成果を景観計画に反映させてはどうか。
→平成 21 年度はまず街を歩いてみるという企画で、みんなで集めたいい景観を具体的にどうするかは来年度から改めて見直しをしていく。
- ・今年度の成果を景観活動団体につなげていくことができないかも考えている。

(事前協議・届出の状況)

- ・各課との連携について考える必要がある。
- ・企業は厳しい行政へはそれなりの対応をする傾向があるので、企業にとっての痛いところをつきながら、厳しい指導をしてほしい。(工期が短くなるのが一番困ることなので、時

間をとって粘る協議をしてもらいたい)

- 景観は数値の基準がないなど、あいまいな要素が多いところが課題である。罰則がない中で指摘をするのは難しい。(環境への取組みを行えば有利になるなどの配慮をした方がいいのではないか)
- いい対応をした案件には表彰行方などの制度があれば励みになるのではないか。(表彰・融資など増やしていく)

問い合わせ先 都市整備部都市政策課都市政策班 電話 047-351-1111 (内線) 1978